

令和4年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 1月 17日 (月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 嶋田 義文 | 三戸 勲 |
| 川島 茂 | 大石 洋典 | 山田 孝治 |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 阿川 伸美 |
|-------|
- 7 事務局 事務局長 吉村 昌展
- | | |
|----------|----------|
| 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、改めまして明けましておめでとうございます。互礼会へ参加いただいた委員の皆さんは、もう一回挨拶しましたけれども何人か今日始めての方もいらっしゃいますけど、まあ新年ですのでくだらんことを言うかもわかりませんがひと言挨拶したいと思います。今までのここ 3 年間非常に農家にとっては試練の年で、昨年に至っては病虫害の被害が少ないかなと思ったら、農協の方が米代を 2, 0 0 0 円も下げるとい大変な痛手を農家はこうむっております。そうゆうふうな嫌な年が 3 年余り続きました。実はですね前の職務代理この間の互礼会の中でも言いましたけれど、職務代理が乾杯の挨拶で会長が今年はねずみ年やから悪い年やと言ったけれど、俺は絶対にねずみ年はいい年になるってゆうふうにならまして、この年はウンカで大変な目にあいました。昨年は互礼会を行いませんでしたんでそうゆうふうなあれはございませんでしたけれど、今年はですね寅年、私からの年賀状が行った方はなんだこれっていうような、あれ風刺画なんですけれどあの風刺画の中に込められている意味は、虎の尾を踏むという風刺画です。虎の尾を踏むというのは非常に危険なことだとうことなんですけれど、逆に言えばその危険を冒してでも前を進むことによって素晴らしい未来もみえるんじゃないかとゆうふうな意味が込められております。そうゆうふうな中で今年寅年いい年になって来年の私の干支のうさぎへ繋ぎたいなと私は考えております。皆さんのご多幸とご健康をお祈りをして、新年最初の挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。それですみません、私の挨拶別に紙に書いていただくようなものではございません。今即興でやりましたんで何かいろんところで当たり障りのあったことにつきましてはご勘弁よろしく願いします。ずっと私、即興でございますんでよろしく願いします。それでは、只今より令和 4 年第 1 回総会を開会いたします。本日の出席者 1 9 名中全員出席でございます。よって本総会は定数に達しておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、美祢市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思っておりますがよろしゅうございませつか。「はい」の声) はい。それでは指名をいたします。6 番 安部委員、9 番 石田委員よろしく願いいたします。今年はねえ正月早々から親指の中側をみじめぎでかき切りまして、そして昨日はみかんを皮むきよってこちらの人差し指の爪を生爪を剥ぎましてずっと痛い目に遭っております。これから先農業委員会でも痛い目に遭わせられるんじゃないかなとゆうふうな思いながら気を引き締めてやっていこうと思っております。</p> <p>それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。自宅付近の農地であり、農業を始めるため遠方に居住している譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。高齢となり今後の耕作管理が難しくなる譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況から、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。譲渡人より空家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第5号の下限面積要件は後程説明いたします。報告第1号により空家に附随する農地の別段の面積の要件を満たしております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。遠方に居住しており耕作管理が難しい譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。新年最初の総会で3条が4件出てきまして、内3件が新規取得という、まず今まで遭ったことがないような現象が起こっております。このように新しい農業者が美祢市内にいっぺんに入ること切に祈っているところです。それでは、4番につきまして現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
井上委員	<p>はい、4番の●●さん件について報告をいたします。●●●●●です。それを●●から●●に抜けてきた所で●●に入った箇所辺りで右に入って300mぐらい行った所ですが、前は状況が悪くて駄目だったそうですが今回は管理されておりました。以上でございます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。川島さん？
川島推進委員	推進委員の川島です。先程今、井上委員さんが申されましたように●●●●と●●の間ですが、●●のバス停を●●●●に入るわけですが、ここも今新規、実質的には今お父さんのお手伝いしております、ずいぶん長いこともう耕作には従事しております。お父さんもこの譲渡人とか親戚方になりまして、本人のお父さんのまあお爺さんの弟さんのややこしい関係ですけどもわかりかしまあ近い関係で、現在もずっとその人が耕作しております、お父さんと一緒にやっております。管理もずいぶんきちんとされておりました。申し添えます。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと1番～3番につきまして3番については家の番地から見られてもわかりますように、家のくっついた農地でございますけれども、1番2番につきましてもしわかる委員さん推進委員さんいらっしゃいましたら補足説明といたしますか説明をして頂けると助かりますが。1番●●●●●●さん所ですよね。わかりません。石田さんわかりません。
石田委員	わかりかねるところはあるんですけど、●●●さんっていう方は私が思う人であれば●●地区私の地域ですけども、田んぼをですね仕事をしながら田んぼを作っております。
議長	それとは違うでしょう。
石田委員	違うんです。
議長	35歳です。若いです。
石田委員	そのぐらいですね。
議長	あ、そうなんです。
石田委員	ちょっとフルネームはちょっと覚えてないです。その方であれば問題ないと思って、

議長	新規就農ですからね。
中野委員	●●●●の息子やろ。
議長	多分そうでしょう。
石田委員	だから彼は●●●●をしながら、●●さんやらと一緒にグループ組んで自分の田んぼじゃない所を作っておられるわけです。
議長	その辺については事務局のほうでわかることがあればお願いします。
事務局	はい。この●●●●●さんは今石田さんが説明された方の息子さんになります。なので新規の農地取得になります
議長	わかりました。●●、●●さんと●●さんの関係わかる方。はい。
山田推進委員	場所は多分●●●と思われますけど、●●●●●さんは一応●●●●●の長男という事で、この度個人でこの田を購入されております。場所につきましては、一応あの●●●のバス停のあるその付近周りということです。あとはちょっと正確な場所はちょっと出ておりませんので申し訳ございませんがわかりかねます。
議長	はい、わかりました。ありがとうございます。委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。はい。
岸委員	4ページ目地図というのと農地の取得ということで一件一つあるんですけども、●●●●、●●●●—●のこれ●●さんの名義なんですよね。●●●●—●と●●●●—●っていうのが、146㎡と149㎡これそのまま残っているんですよね。この人これっということで譲り渡しているこれだけ残すという事は、ここはもう何も植えないのか何もそのまま耕作放棄地になるのかよくみえないんですがね。そっか面積オーバーするか。
事務局	はい。●●●●—●は、登記は田んぼですけど、●●さんがだいぶ前に4条で駐車場にされてて登記をまだ変えてないところでご

	<p>ざいます。今回●●●●—●●と分筆して●●●●—●と●につきましては転用が出ているので、地目の変更登記をされてその時に所有権の登記もされると思います。以上です。</p>
議長	<p>この件については、その前の月ぐらいに現況証明が集会所の関連で現況証明が出てきました所です。結構かなり前から集会所を建ててまた新しい集会所をその側に建てようふうな感じで、かなり前からもう無断転用も含めて許可を受けての転用もありますけれど無断転用も含めて転用が進んだところで、買われる土地の側に残っている農地を買って多分これ畑で作られるもんだとようふう思っております。他にございませんか。岸さんよろしゅうございますか。</p>
岸委員	<p>はい、OKです。</p>
議長	<p>ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から東へ2.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。高齢により、耕作管理が困難となったため、杉500本、桧100本を植林するものです。この件につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>

井上委員	<p>それでは●●●●●を●●から●●の方に向かって行きますと、途中から先程言ったかと思いますが●●●●●に入って●●●がありますが、それを過ぎて1kmも行くか行かない所から右に入って200mですか行った所に道の両側にあります。縦横といいますがV字型のような所でございます。そういう地形でありますので他に田もなく植林をされて別に問題ないとゆうふうに考えておりました。以上です。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
三戸推進委員	<p>秋吉の推進委員の三戸でございます。今説明があった通りでございます。ただ水路がありますがこの整備はきちんとするように指導をしようと思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。私の方から補足しておけばほとんどの田が圃場整備済でございます。耕作者の方に言わせますとこの意見ではどなたも圃場整備する予定で、承諾者にはサインをして印鑑を押したけれども圃場整備が終わって見たらしてもらえなかった。ゆうふうな経緯がどうもあるようでございます。それともう一つはご本人もだったんですけど農振地域に入っていないんです。その辺もありまして圃場整備が出来なかったのかなとゆうふうにも私は思ったんですけど、そうゆう山間の周りには田んぼがない、奥にも田んぼがない片方ですね、長細い方の奥には梅が植えてある畑が一つありました。それと向かって右側の上方に少し栗が植えてあった所がありましたけど、その1m以上低い所でございます。あんまり関係ないかなその辺にも影響はしないかなとゆうふうに見てきました。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請についてを議案としてします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。 1件目。申請者は市内に居住する●●●●●の方です。申請地は、●●●●●から南へ3.4kmの位置にある公共投資の対象と</p>

	<p>なっていない小団地の第2種農地です。コロナ禍でのペット需要の高まりにより、既存の飼育施設では手狭となったため申請地を取得しドッグランを設置するものです。この件につきまして、令和3年10月頃より、農地法の許可を得ることなくドッグランが設置されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は●●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北東へ1.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力150キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告を1番だけお願いをいたします。
縄田委員	<p>4番の縄田と申します。1番だけ報告ということで申します。1番は●●●、書いてありますけれど場所的にゆうと●●●に入る所の高速道路の下の橋をくぐって集落の左側のちょっと丘の上にある所です。そこに家が●●さんの家が新築されておりまして、その隣が図面を見るように家を新築した時に既にドックランの計画があったものと思います。その時にもう宅地とその畑を兼用してフェンスがされてドッグランの施設が出来上がってたゆうような状況になっておりました。これについては会長の方から指導を発してもらいまして今後このようなことがないようにゆうことで言われておりました。また左側の畑についてはまだ現状のまま畑の状態で既存しております。これについても2ヶ所、道路は3mぐらいの農道のような感じの道ですけど、その右と左の部分です。指導の下に基づいてですね、会長がどのように判断されるか左の方は畑がそのままドッグランについても問題ないと思います。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
事務局	欠席です。
議長	欠席。はい。今縄田さんが言われた通りでございます。私の方からの指導というのは実は昨年的一件、無断転用で事後承諾というふうな形の案件がこの方から出ております。よって3回目はもう認めませんよということできつく指導をして参りました。無断転用をしてもやりがちっていうのは、やはりいけないんじゃないかなと今回、2回目ですので3回目ありませんので3回目はもう認

	めませんということで、きっちり釘をさして行政書士さんですか●●さんにも重々今後こうゆうふうな申請は出さないでください ということをお願いをして帰った次第でございます。委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。無断転用されて いるのはですね土地でしたら●●●●—●じゃなくて●●●●—●ですね●●●●—●の方が無断転用、
伊藤委員	変えてない。
議長	何が。
伊藤委員	元、●●という家の土地なんだけれども、
議長	いやそれは変えてないです。
伊藤委員	いやいやそれはいいんですけど、一部宅地であそこにあるわけですけども登記上になってなかったんです。
議長	そうです。
伊藤委員	全く、全く農地で昔からの古い家があったんです。
議長	登記簿上農地です。田です。
伊藤委員	あの入って直ぐの所、更地されてその奥に、
議長	だからすつとちょっと上に上がった所の家があるし、
伊藤委員	あそこ一帯農地。
議長	一部農地なんです。

伊藤委員	そうなんです。
議長	だから9ページですか9ページの図面見てもらったら9ページの大きい方の土地です。大きい方の土地2筆ございます。●●●●—●, ●●●●、それと●●●●—●っていうのがございます。この●●●●—●が農地です。後は宅地もしくは農地以外の地目になっております。
伊藤委員	あそこ昔からもう●●という家が●●●●●●が書いてあるじゃないですかあそこ家が建っちゃたんです。屋敷と庭と
議長	昔工事をしてしておられたんですよね。
伊藤委員	あの一画というふうにし、
議長	いやだからその一画の中に農地が残ってた。
伊藤委員	残っちゃった。
議長	家が建っておれば現況証明でやれますけれど、家も何もなくてきれいに更地にされてそこに他の物を作られているので無断転用っていうことになって、
伊藤委員	ようするに最初の宅地だった関係で地目変更になってるやつを田んぼっていうことで、よかったんですね。
議長	そういう事です。
伊藤委員	はい。
議長	はい。他にございませんか。ありませんようでしたら採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定するこ

委員	<p>とに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第3号1番につきましては原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは2番に移りたいと思いますが、●●●●の関係案件でございます退席をお願いいたします。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
縄田委員	<p>再び縄田と申します。●●●●の所有地でございます、場所はですね●●●●●という所なんですけれど、●●方面に向かってですね、道の下側の所最後の土地が残っている栗林のその手前にちょっと田があって、●●●●が作られていた田んぼだと思いますけど、そこが1, 435㎡これパネルの面積ですけど細長い田んぼがあります。これをですね●●●●が●●●●●によってですね太陽光発電を設置しようかというような設備でございます。あそこはこの土地しかなくて道があってですね、田があってその向こうは竹藪でその下が川でございます。●●●●になっています。あの確か行きようがないっていか手前は栗林になっていましてもう利用価値がないな、太陽光発電しかないというような状況です。これも説明にありましたが利益が上がりそうになっていうけど、客観的にいって、山の中に太陽光発電が出来て本当に日が差していいゆうような感じですけど、●●●●が売って●●●●●さんが利益が出るとゆうことらしいですから問題ないと思います。はい、以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。やはり本人がいらっしゃったら言いにくいこともあると思います。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
大石推進委員	<p>推進委員の大石です。今説明がございましたけれども私の方から追加するような説明がございませんのでよろしくご審議お願いしたいと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。ありませんようでしたら裁決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは議案第3号2番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第3号2番につきましては原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。それでは萬代委員着席されたところで、次に移りたいと思います。 議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から南東に5.4kmの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請です。 2件目。申請地は●●●●●から北東に6.8kmの位置にある農用地区域内農地です。杉600本を植林するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員のまずは2番のみの説明をお願いいたします。
井上委員	1番ですが●●●●●」です。●●の方に行って行きますと上に高速が走っておりますがその手前の信号を左に入って行きます。高速に沿って上って行きますと2kmぐらいと思うんですが道の側にこの土地がございます。道のへりにありますので出入口等問題ないと思いますし隣の田の出入口水路にも影響はないとゆうふうに考えました。以上でございます。
事務局	井上委員2番の方、すみません。
議長	2番よ。
井上委員	すみません。間違えました。ごめんなさい。●●から●●の方に向いて行くと境のトンネルがございますが、トンネルの手前を●●●●●というのがございますがその方に入って行きますと、すぐまた左の方に向いて行きますと昔の県道でしょうか●●に行く道と思うんですが、その下の方でございます。圃場整備をされてその上の方にその未整備田があります。よく今まで管理をされていたなと思いますが大変な所だったと思います。これはいたしかたないことだと思います。以上でございます。

議長	はい、ありがとうございます。それでは2番の件につきまして地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
鮎川推進委員	嘉万地区推進委員の鮎川と申します。美祢市全体図参考資料の一番結について、場所的には9番の位置にあるようにもうあとわずかで●●●に行こうかというような現地でございます、井上委員がおっしゃったようによく管理もされておられて年齢的にもなかなか困難な状況になりましたのでご審議よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと私の方からも補足いたします。昔ですね●●から●●に●●に抜けるために今の●●から●●の方に●に抜ける埠がありますけどあの手前に●●の方から●●の方からですね県道から出ておりました交差点、それより少し●●寄りの所に400、500m●●寄りの所に●●から出てくる県道が昔ございました。その県道に入っすぐの所でございます。農業委員会の車がそのまま県道に入っ行って行きまして下の方で待っておられるのを気づきまして、私が物凄い急な傾斜の山を降りて下に降りて行ったんですが、実はこの杉を植えられる周りはほとんどみな圃場整備されておりますけれどもここも今回も申請が出ている所については圃場整備がされておられません。未整備でございます。圃場整備はまだ管理をしてどうにか守っていける間は守りたいというのがご本人の要望でございました。そういうところでございます。委員の皆さんの方で何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。それでは議案第4号2番につきまして採決をしたいと思っております。すいません。当番委員の報告に対する意見協議結果を意見として決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。それでは4号の2番につきましては協議結果を附して市長の方に送付することといたします。それでは1番の審議に入る前に縄田委員の退席をお願いします。それでは現地調査をされました委員の報告をと言いましても先程もう井上委員されましたので地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
事務局	欠席です。
議長	場所的には●●の上に●●●●●があるすぐ下になります。縄田委員すごく管理がよくてセイタカアワダチソウ、茅等かなり立っているように見えました。多分あれ耕作してあれを作っておられるんだなと思いついてまいりましたけれど、人のことはあま

	<p>り言えないですね。問題はないんじゃないかなとゆうふうに思っております。この件につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい。」の声）それでは採決に移りたいと思います。当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成よって議案第4号1番につきましては協議結果を附して市長の方に送付いたします。それでは、続きまして議事順位第5 報告第1号 空き家に附随する農地の指定についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 この度空き家バンクに登録された空き家に附随する農地1筆について申請がありました。場所は●●●●●です。議案第1号農地法第3条の番号3番の箇所になります。この農地につきましては、13ページ、14ページ第4条の適用条件を満たしておりますので12ページのとおり公示することを報告いたします</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より何か補足説明等ございましたらお願いいたします。あの場所の説明はありましたんで、はい。</p>
嶋田推進委員	<p>於福上推進委員の嶋田です。事務局の方からご説明がありましたように●●の●●●●●の手前の駐車場に隣接する所で、事務局ご説明の通り何ら支障はないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。（「はい。」の声）はい。それでは特に発言ございませんで、報告第1号を終わらせていただきます。それでは、続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p>

議長	<p>申請地は●●●●●から南東に5.4kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。先程縄田さんの件で報告があった場所に携帯電話基地局を作るというものでございます。委員の皆さんより何かご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい。」の声）はい。特に発言ないようでございますので以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12件朗読。</p> <p>1件目2件目は、これから自己管理されるため双方の合意により解約されたものです。1番が耕作者と公社、2番が公社と所有者の合意解約になります。</p> <p>3件目から7件目は、現在の借り手が死亡したため解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>8件目、9件目は、これから売買をされるため双方の合意により解約されたものです。8番が耕作者と公社、9番が公社と所有者の合意解約になります。</p> <p>10件目～12件目は、耕作管理が出来なくなっため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっていません。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。10から12番までまだ決まっておらないということでございますが、担当地域の委員さんいらっしゃいましたらどのような状況になっておるかということをご説明お願いできますか。</p>
田原推進委員	<p>地元の青景の推進委員田原と申します。これ私が全部利用権を設定をしたものなんです、昨年の秋から●●●●●から右に入ってますね●●●●●地区の●●●●●っていう所を通過して●●●の下に出る道の間なんです、獣害被害がもの凄くひどくこの集落はですね、特にここ集中しているのが、獣害対策が全くしていないんで基盤整備がしてあるし水もすごくいいんですが、とにかく今、畦畔がほとんどないぐらい、猪が悪さをします。私も猟師なんですけど相当手ごわい獣も来ますので、どうしてもですねこの方20町程度田を作っておられるんですが管理がもう出来ないということで合意解約をされました。次に今やる分については多面的機能の役員皆集めてどうしても継続しなければならないということで、集落を挙げて保全管理をするよということ今そのへんで話を進めて</p>

	<p>おりますが、農業委員さんの方でどなたかここで作ってもいいよとおられたら私の方で利用権しますのでお願いいたします。</p>
議長	<p>青景のあたりの担当は安富さん、田原さん所の営農組合で最終的にやるようにどうねかお願いいたします。</p>
田原推進委員	<p>ししを捕えるのに一生懸命です。</p>
議長	<p>当面は保全管理をするっていうことですのでよろしくお願いいたします。他の件についてんはもう次の行き先管理の方向決まっているようございますので特に説明は求めないいたします。委員の皆さん何か発言ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい。」の声）はい。特に発言ないようございますので報告第3号を終わらせていただきます。それでは、続きまして議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。 1件目。申請が1筆。昭和50年頃に耕作放棄後、現在は雑木・雑草が繁茂している状況でございます。 2件目。申請が1筆。20年以上前より、資材置場として利用され現在に至ります。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
縄田委員	<p>現地調査を行いました縄田と申します。この図面っていうか場所的にいいますと●●●の●●●●●の上の方にあたります。●●●の方に行っただすね上の方に行きますけれどそこで●●●●の職員さんと待ち合わせしましたけど●●●の方からいけないよちゅうようなことで滑ってからで、●●●の今基盤整備をしている所がありますよね途中、今ほとんど終わってますけれどあの基盤整備をしている●●●、●●●の基盤整備している中央の所に北側の方にまだ集落があります。その集落の所を通りましてそれから後の山間をずっと林道じゃないと思いますけど何とか線とか●●●●●ちゅう所を上って行きます。山の中へ通って行くんですけどほとんど上の方まで行って●●●●●の上からですね、場所的ようどこやらうというような感じで職員から言いますと●●●●●の職員から言いますと、あの辺という所でそこへ行って言われてもちょっと私らがそういう所へね1月6日ですからそこに行くような服装もしてないし山を歩くような服装もしてないし、まああの辺かっていうような感じでほとんど写真をこれよく撮ってこられたなゆうような感じです。行けるようなのは猪しかよう行かんような所です。そうゆうような状況で現状を確認してまいりました。</p>

	<p>あの所という場所は確認してまいりました。写真のような感じ上から見たら写真のような感じ以上に繁茂しています。そういうような感じですか。以上です。</p>
議長	<p>2番目。</p>
井上委員	<p>それでは2番目を説明いたします。先程の●●●●●をまだ●●の方に行きまして、●●●●●ですかそれがあつた方向へ入つて行きます。●●の方に向かつて行けば今度は左手ですね、そこを500m行きますとこの土地がございます。20年以上前ということでもうかなりいろいろなものがこの写真のように置いてありました。隣の土地と写真で見れますようにブロックのようなものがしてありましたので隣の土地には迷惑かかつてないよう思いました。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>はい。伊佐地区の山田です。今縄田委員が言われましたように場所は相当繁茂した所でございます。一応あの●●●という所がありまして、●●●●●の上の山が●●●とゆうんでその下側になります。場所的にはほとんど人が誰も行かないような所です。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。2番目につきましてもしあれだったら村上委員お願いします。</p>
村上委員	<p>3番の村上委員です。写真見られた通りと思つたんですけど、周りにはまだ迷惑かかつてないし、これ20年手前に防火用水が出来た時にあの時にこの地目変更とか農地除外とかそういうのをやればええかつたなと言われました。今も問題はないと思つたよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かございましたらお願いいたします。はい。</p>
石田委員	<p>9番の石田です。2番の件でちょっとご質問確認したいんですけど、この写真を見ると資材置場ではなくて産業廃棄物置場に見えるんですけども、この辺の考え方っていうのは資材置場ではなく産業廃棄物置場、不法投棄のように見えるんですけどこの辺の解釈は、</p>

議長	えっとですね。●●さん自体は、●●さんが建設業やっておられるんですかね。●●さん。
村上委員	●●●●。
議長	●●●●ですよ。●●さんっていう方が、多分●●●●にここを貸して、●●●●がこの上の方の写真のぐり、これ割りぐりだとゆうふうに思います。下の方の写真は割りぐりとクラッシャーランか何かが置いてあるんだと思います。その手前の辺りに防火水槽があるんですよ。（「はい」の声）防火水槽があります。防火水槽の所も含めて、多分私的には地目変更がされて無い所じゃないかなとゆうふうにはみてまいりました。そういうところです。別にごみ捨て場でごみが置いてあるわけじゃなくて、その時に出た廃棄物を一時そこに置いて最終的には業者さんですから建設業者ですから一時預けて後は処分のほうで廃棄するではないかとゆうふうに考えます。
石田委員	あの今の言い方では廃棄物を一時的に置くとゆう、
議長	それも業者からしたら資材ですよ。
石田委員	そういう場合はですね、一時仮置き場という標示をしなければいけないです。
議長	どうゆんです。
石田委員	廃棄物一時仮置き場という標示をしなければいけないんです。そういうものであれば採石業者から石を買って置くというのはそういう廃棄物の一時仮置き場じゃないんですよ。建設工事から出たそういうものについては一時仮置き場という産業廃棄物の規則上の標示をしなければいけないんですけども。そういうものではないという解釈でいいんですよ。
議長	あの、そうしたら逆にちょっと私の方からよく今言われることがわからないで質問しますが、早い話が産業廃棄物業者がいますよね、産業廃棄物の処理業者っていうのは、一時一旦産業廃棄物を集めますよね、そして集積地に集積します。これあの集積してこれある程度集積したら、それを処分しなければいけないっていう産業廃棄物法上、処理上の法律がありましてつるんですけれ

	<p>どそういうふうな土地でも一時置場というふうな形のものになって、もし仮にそこにそういうようなことで転用届が出た時には転用を認められない一時転用っていうことになるんですね。今の石田さんの解釈から行くと、</p>
石田委員	<p>私がちょっと確認したかったのは、農地を転用して一時仮置き場とするもしくは資材置場とするというような考え方で、ただこのケースはどうも一時仮置き場の扱いたいものだとは気がするんです。</p>
議長	<p>それだったら資材でもなんでも一緒です。個々においてそれを他の現場で使うんですかね。</p>
石田委員	<p>建設資材を砂利でもなんでも碎石を買って一時的置く場合には、産業廃棄物ではありませんので特に問題ないんですけども、今言われた話では、</p>
議長	<p>産業廃棄物だけがそういうふうな特定のものとして、法的に認められてるとか管理されているとかゆうのがあるんですかね。</p>
石田委員	<p>私もいろいろこの業者、調査しないとわからないんですけども、</p>
中野委員	<p>●●さんと●●●●が貸し借りによって借りちよるんやら資材置場ちゅうから資材を置いちよるんじゃね。</p>
議長	<p>それはお金払っていると思いますよ。</p>
中野委員	<p>そう思うよ。</p>
石田委員	<p>その辺は問題ないんですけども、建設工事から出てきたものとゆうふうな解釈を今説明から聞いたもんで、それならちょっと違うそういう置き場の仮置き場の標示しなければいけないことだと私解釈したので、言ったんですけど。</p>
縄田委員	<p>現地調査をした縄田と言います。井上委員と私と一緒に行って見たんですけど、草が生えているんですけど、栗石とクラッシャーランいろいろ重度に分けて置いて、業者としては必要な分だけ買うてもし足らんやったら困るっていうことで、10t車とか15t車でダンプでいっぺんに買える、これが余ったのがここに置いてある。だからトラックの入りそうな所ずっと行っている。落と</p>

石田委員	<p>してある。それをまた業者が使うことで、全部ここに置いてあるのはお金を出して買ってきたものです。</p> <p>それなら問題ない。</p>
縄田委員	<p>これがね。その上に各場所的にいろんな柵とかこうやって見えるけど、柵もなんか使えるここに出たもんじゃないですから、泥掘ったら柵が出てくる作業廃棄ってなるから、柵も買ってきています。お金を出して3,000円か4,000円出して買ってきておると思います。この大きな栗石も掘ったら出てくるちゅうようなもんじゃないです。これもあの辺の土地のもんじゃない、よそからダンプで運んできてお金で払ってちゃんとやって●●●●さんがお金を払って、従業員もおりますけどこれが皆であそこで工事をしてトラックも止まっております。作業場の所ですね。これが資材置場ということでいろんな資材、泥もありますし、栗石もありますし、クラッシャーランありますし、コンクリートのブロックもあります。すべて資材というような感じで私は見えました。以上です。</p>
石田委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>今話題になりました産業廃棄物を一時置いた場合にはどうなるかっていうに関しては、ちょっと私の方でも調べてみたいと思います。他に委員の皆さんよりご意見ございませんか。無いようでしたら報告第8号終わらしていただきます。</p> <p>それでは、続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日、12月14日に行われました。当番委員の方より報告をお願いいたします。</p>
安部委員	<p>12月14日に井上委員、井町委員、私、安部三人で対応いたしました。当日は3件の相談がございました。</p> <p>始めに●●●の方がみえまして、田に除草剤を撒いたら隣接の田の稲にかかり、収量に影響が出たのでどうしたらいいもんか、文句を言われたのでどうしたらいいものかという相談でした。この方達双方で除草剤を散布する取り決めをされており、その取り決めをよく二人でお互いが話し合われて、守るようにして言ったらどうかということを提案いたしました。いろいろお話をされたんですが、話を聞いてもらってご本人が何かちょっと安心したような様子であったと私は感じました。</p> <p>2件目は、地区の不在地主の田を無償で今草刈りをしているのですが、これはどうにかならないかというご相談でした。ちょうど農地、水、環境保全の取り組みをされている地区でありましたので、農林課の寺田さんに説明に来ていただき今後の対応を説明していただき納得して帰られました。</p>

<p>議長</p>	<p>したけどしっかりした方で、所有者に草刈りのお願いをしたいので携帯電話をしたそうです。しかしながら現在使われていないということです。となっております。連絡が取れなくて困っているのでもうしたらいいだろうかとという相談の内容でした。自宅東側の田んぼにセイタカアワダチソウ、その他、雑草がはむろして、いろいろ困ったなということが起こっているでしょう。それでそういうふうな質問をされました。いろいろお伺い、言いたいことを言って頂いて最終的には、所有者の住所をですね、その方の携帯電話を聞いておられて一昨年までは連絡が取れてですね、それから討論されたんですが、去年いっさいそういう草刈りをされないのを確認をされたそうです。一応所有者の農地台帳が事務局にありましたので、住所をお教えしてお困りの内容と草刈りのお願いの書面を出してみてくださいということで、お話をしました。86歳なんですけどわかりました。お手紙出しますということで、理解していただいてその日は帰られました。その後の結果またこちらにいらしていただいて、その結果によっては次の手を考えましょうとゆうふうに言っております。この●●●の地域はですね、一人●●さんっていう方がかなりの面積を作っておられましたけども、去年、大病されて今入院中です。先月か先々月か合意解約の物件が出まして、この地域そういう担い手がおられなくなったということで、今後、耕作放棄的な所が出てくると思うんですけども、今後の対策としましては、一つは所有者の親戚関係の連絡先を掴みたい、掴んだらいいかなと思います。それから当地域での担い手が居られれば、新しくご相談したいと思うんですけども、集落での保全管理活動に取り組んでいただける方向で、ちょっとご相談して行きたいなと思っております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。12月、1月担当委員の皆さんご苦労様でございました。ありがとうございます。それでは、委員の皆さんより何か特別に発言をしておきたい、ゆうようなことがありましたらお願いいたします。無いようでしたら、私の方から一つだけ、皆さんの方にお繋ぎをしておきたいことがあります。先日代県の方で農振地域の除外申請についてをいろいろやってまいりました。実は平成26年に一度除外申請、それ以前は除外申請年2回程県が受付て、2回程許可が出ておりました。26年に3ヶ月ぐらいにわたって除外申請について協議をした結果、3回まで出しましょうと、やりましょう、受付ましょうということで、年3回とゆうのが前件で定着をしていたところでございます。ところが、昨年より何か除外申請があまりにも煩雑に次から次、次から次とこが出てくるような感じになりましたので、再度、除外申請について質問をしたところ、いろいろ、いろいろありまして、3ヶ月、4ヶ月かかりましたけれど、12月の常設の中で県の方から、随時受付て、随時許可を出します。ただこれスケジュールがありまして45日間受付が出来ない期間がございます。これはあの農振法上に書かれてる公告等々の閲覧、閲覧の時は関係ないんですが公告など、この間も新たな除外申請の受付は出来ませんよってゆうことがありまして、45日っていう制約があります。それともう一つは農業委員会に意見を支部局から、先程もありましたように市長に協議結果を報告しなければいけない、これは市の方からの諮問でございますので、それを諮問するにけるためには、農業委員会が現地調査等をやる必要がありま</p>
-----------	---

	<p>す。いろんな間に今日出して明日受付てもらえるってのもではございませんけれど、制約が絡んできます。そういうものを入れて計算をしました。そしたらですね、年に4.5回申請をスムーズに受付てもらえれば、4.5回出ることになります。4.5回ってゆうことは、2年1回は5回出るということですのでございますので、今まで3回よりはかなりスムーズに今後は除外申請出るのではないかとゆうふうに思っております。先月も先々月も結果が出たらご報告しますとゆうふうに言っておりましたけれど、12月の常設の中でそのような県の方からの結果報告と言いますか、やりますということですので、皆さんの方にお繋ぎをしときます。転用で農振絡みがありまして、今までよりはかなり早く許可が最終的な許可が出るようになるのではないかとゆうふうに思っております。それともう一つ除外に係るんですけど、例えばここに除外の案件が上がってきます。上がってきたらその次の月にこの除外の案件を転用許可、4条なり5条を出すことができます。ここに上がってくるところまでいったら、ほとんどの場合が意識なし回答と言いますか、問題ありませんよと県の方は受付しますよとゆう回答が出てきます。この回答が出てきたら転用許可の申請が受付られますので、実際に最終的に除外が下りた時にその転用許可を、と共にその場所の転用工事等々書かれるゆうふうな形になるのではないかと、だから今までよりは考えれば、許可がもう下りるよってゆうのがわかってからだとゆうふうに私たちは認識してたんですけど、そうではないということで事前の協議の結果、いいですよっていうことになれば転用許可申請はしてもいいよということですので、その辺も含めればもう1ヶ月短縮されるような感じになってまいります。それともう一つは移譲を受けたとゆう事で、3,000㎡以下、後は1種、甲種等々の農業地域以外の所に関しましては、諮問会議って昔言っていましたけど、常設審議委員会の意見を聞く必要がありませんのでこの市の農業委員会総会が終わったら、その日終わったその日それから明るる日、許可証が交付されますのでかなりスピーディになるのではないかなとゆうふうに思っております。もしわからないところがありましたら事務局の方でもいいし、私で分からないのであれば私でも指導等々、皆さんの役に立つことがあればお話しして行きたいとゆうふうに思っております。以上私の方からの皆さんへの報告でございます。また、事務局の方からありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>本日配布しております。令和4年2月の日程についてをご覧ください。次回の総会は2月16日、水曜日、午後2時から、美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は、2月8日、火曜日、9時からの予定で、当番委員は、美祢地区伊藤新司委員さん、美東地区倉増知委員さん、秋芳地区前田耕次委員さんよろしくお願いいたします。現地調査におきましては、2月7日、月曜日、9時からを予定としております。当番委員は、安富委員さん、武藤委員さんよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後15時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和4年1月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

